

高齢者虐待防止のための指針

(目的)

医療法人社団栄宏会及び医療法人双葉会（以下「法人」という）の運営する訪問看護及び訪問リハビリ事業所（以下「事業所」という）は、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員が本指針に従い、業務にあたることを目的とする。

(高齢者虐待の定義)

- イ) **身体的虐待**：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- ロ) **介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）**：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- ハ) **心理的虐待**：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- ニ) **性的虐待**：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ホ) **経済的虐待**：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(虐待防止に係る検討委員会の設置)

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、法人は虐待防止検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。なお、委員会は法人の運営する事業所の合議体として共同で一体的に開催する。

- イ) 各事業所は虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ロ) 委員会の担当者は原則として管理者が行う。
- ハ) 委員会は担当者の中から委員長を 1 名選出する。
- ニ) 委員会の開催は年 1 回以上とし、身体拘束適正化委員会と一体的に行う。
- ホ) 委員会は以下の事項等を協議する。
 - ① 虐待防止のための職員研修に関する事
 - ② 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事。
 - ③ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事。
 - ④ 虐待が発生した場合に、その対応に関する事。
 - ⑤ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事。

(虐待防止のための職員研修)

本指針に基づいた高齢者虐待防止のための「高齢者虐待防止マニュアル」を組織的に作成し、事

業所内で研修を行い、職員教育を徹底する。

- (1) 定期的な研修の実施
全職員を対象に年に1回、虐待防止に関する研修を実施する。
- (2) 新規採用者への研修
新規採用される職員には、入職時に虐待防止に関する研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し、電磁的記録等により保存する。

(虐待等が発生した場合の対応方法)

- イ) 虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ロ) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制)

- イ) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- ロ) 利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ハ) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市区町村へ報告しなければならない。

(成年後見制度の利用支援)

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

- イ) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ロ) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ハ) 相談受付後の対応は、「虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

(本指針の閲覧に関する基本方針)

本指針は事業所内に掲示するとともに、ホームページで公表し、職員及び利用者等がいつでも自由に閲覧出来るようにする。

【附則】この指針は令和6年6月1日から施行する